

高等学校野球連盟

会 長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫

アウトオブシーズンにおける合同練習について

日本高等学校野球連盟ではアウトオブシーズン中の合同練習について、これまで自校グラウンドが事情により使用できないときや、部員不足で十分な練習ができない、などの特別に事情がある場合に限ってきました。

この制限について、単調になりがちな冬期練習を他校との合同練習によって活性化したいとの提案を受け、本日開催した全国理事会で次の通り改正、一部緩和することになりました。

貴連盟におかれては、今回の改正の主旨を踏まえ、アウトオブシーズン中の活動がその主旨に沿って行われるよう、よろしくご指導下さい。

アウトオブシーズンにおける合同練習について

平成7年12月8日緩和(制定)

平成17年3月22日下線部改正

- 1) 当該都道府県内の高等学校で、予め当該学校長の承認を得た上、所属連盟に届け出て許可を得た2校間に限る。なお、許可申請は他校の練習に参加する高等学校が所属連盟に申請手続きを行い、許可されたときはその旨相手校にも伝達をすること。なお都府県境地域で、隣接市町村の学校との合同練習は例外として許可する。
- 2) 合同練習が許可される要件は次の通りとする。ただし、合同練習では試合および試合形式(シートバッティングを含む)はできない。
 - ①自校のグラウンドが事情により使用できないもの。
 - ②どちらか一方の部員数が15人程度以下で、十分な練習ができないもの。
 - ③その他合同練習を行うのに相当な事情があるもの。
 - ④前記①～③の要件以外での合同練習は、土日祝などの休日および冬期休業中に5回(いずれの学校とも)まで行えることとする。この合同練習も前項同様予め所属連盟に届け出て許可を得ることとする。

以 上